

古代における離宮の存在意義について

水野 祐 輔

本論は古代、特に八世紀における離宮を取り上げ、その実態と意義について明らかにしようとするものである。離宮の研究が宮の位置比定および構造・規模の解明に重点が置かれ、漠然と宮都以外における宮と解釈されてきた。しかし律令制・都城制形成段階における離宮の役割は決して小さくないものと思われ、離宮の持つ様々な機能について検討する。

第一章では七世紀における宮室以外の宮である離宮・行宮・皇子宮を個々の実列を挙げて検証した。宮には居住地としての性格の他に政治的・経済的機能が備わり、その領有主体者が天皇のみならず皇子や妃等にも認められる。この時期の宮が居住者との個人的人格と結びつき形成する態である。つまり天皇、皇族は独自に宮を経営した。七世紀において離宮という形態が定着しないのは、宮室自体が歴代遷宮の流れで、また天皇一代の間においても宮が遷されるためと想定し、さらに行幸そのものが在地首長層との君臣関係を再確認する儀礼として扱われ、特定の宮に赴く事が想定されていなかったためと考えられる。

こうした個人的人格と結びついた宮は、都城制の形成に伴い否定され、天皇が唯一の領有主体となり、その具体的な働きが離宮への変化と思われる。

第二章においては、律令制下、八世紀の離宮を系統別に論証した。一つは八世紀以前からの流れを受け継ぐ宮、二つ目

は恒常化された離宮としての吉野・甕原・和泉離宮、三つ目は複都制を形成したと言われる保良宮と由義宮の検証である。八世紀初頭の離宮は多くを、七世紀における皇子宫や王宮の流れを受け継ぐものと思われ、大和国各地に存在した。『続日本紀』において、行幸記事は少ないものの、従来付属されていた奴婢の存在や、天平勝宝年間における造東大寺や皇后宮職との関係など、地方行政拠点としての性格が認められる。

吉野・和泉・甕原離宮の特徴としては、恒常的に行幸が行なわれ、また行幸制度の確立に合わせて、離宮として固定化されたことである。甕原は元明・元正・聖武三代に多く行幸が実施され、吉野と和泉は皇室との深い由縁により、特に「監司」が設置され、公的管理と特別地方行政域としての扱いを受けたことは離宮が機構化され、天皇一個人と結びつくものではなく皇室・朝廷が領有主体であったと思われる。

保良・由義宮は陪都として「京」を称されるが、実際に政治的機能がどのくらいあったかについては疑問である。保良宮が「保良離宮」と記す史料は、この宮の実態を示すものと思われ、保良宮が淳仁―藤原仲麻呂の宮、由義宮が称徳―道鏡の宮であった。宮室を自らの勢力下の地に設けることによる政治的優位を得ると共に、淳仁・称徳の個人的結びつきを得た離宮であったと考えられる。

第三章では離宮において実施された宮廷行事について、その意義を検討すると共に、大天皇・皇室の私的空間と見なされる離宮においての在地民と交流を持つ意味について論証した。離宮においては、陪従官人や国・郡司など在地首長層との人的結合を強める傾向にあり、百姓・民衆との交流は確認しがたい。しかし、離宮が在地における王宮と見なすならば、天皇と人民の結びつきは離宮を通じて精神的結合を強めるものであったと推測される。

以上の考察から、八世紀の離宮は天皇の私的空間であると同時に、地方における支配拠点、在地における首長層・人民

との人的・精神的結合の場であったと考えられる。

(1) 天皇宝字五年十二月二十三日「甲斐国司解」(『大日本古文书』四二五二三頁)